



平成 26 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中澤 芳樹
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報IRグループ長 渋谷 克次
(TEL. 03-5770-1520)

当社子会社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

平成 25 年 12 月 2 日付「子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」で開示いたしました、当社子会社日本 E R I 株式会社（以下「日本 E R I」という。）に対する勝訴判決に関し、同判決を不服として、原告側より控訴の提訴がなされ、本日、控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁 判 所：名古屋高等裁判所
- (2) 控訴年月日：平成 25 年 12 月 11 日

2. 控訴を提起した者（第一審原告）の概要

- (1) 商 号：有限会社クレールベイサイド
- (2) 所 在 地：名古屋市港区港町 1 番 15 号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表者取締役 坂井 幸治

3. 控訴の内容

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人である日本 E R I は、控訴人に対し、金 2 億円及びこれに対する平成 21 年 11 月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合の金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第 1 審、2 審とも被控訴人らの負担とする。
- (4) この判決は仮に執行することができる。

4. 第一審における訴訟内容

第一審原告は、事業に使用していた建築物（原告が賃借）が名古屋市より同市建築条例違反であるとの指摘を受け、違法建築物として撤去したことから、当該違反建築物に関わったとして設計事務所、建築会社、インテリア会社および日本 E R I を相手に提訴したものです

(賠償請求金額：9億9,991万7,770円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5分の割合の金員)。

なお第一審判決は平成25年11月26日、名古屋地方裁判所において言い渡しがあり、日本E R Iに対する請求は全て棄却されました。

5. 今後の対応について

当社および日本E R Iといたしましては、引き続き第一審判決が維持されるよう、法廷の場で適切に対応していく所存であります。また、現時点では当社連結業績への影響はないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上